共済掛金算定の考え方

- 従来の掛金率には、被害率の急激な変動に備えて 安全率を付加しているが、結果的には多額の積立金 として蓄積されている面がある。
- 〇 そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減 しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 安全率については原則付加しないこととし、また、共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引き下げを行うこととする。

家畜共済の共済掛金の引下げ措置(案)

積立金の水準	引下げ幅
法定準拠水準の2倍以上	1/2カット
法定準拠水準の1.5~2倍未満	1/3カット
法定準拠水準の1.25~1.5倍未満	1/5カット
法定準拠水準の1.25倍未満	カットは行わない

- (注1)「法定準拠水準」とは、農作物共済の「法定水準」に準じて、安定的な共済金の支払 を見込める積立金の水準として設定したものである。
- (注2)法定準拠水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。